

乳幼児（生後6か月～4歳）のコロナワクチンQ & A

Q どうして乳幼児の接種が必要なの？

A 新規感染者が増加する中で、重症化や死亡例の割合は低いものの、重症化する場合があります。ワクチンの効果として3回目接種後7日以降における発症予防効果（症状が出にくくなる効果）は73.2%と報告されています。

Q いつまで接種できるの？

A 現時点で令和5年3月31日までです。合計3回の接種で初回接種が完了するので（3回で1セットという意味です）、1月13日までに1回目を接種する必要があります。

Q 副反応は何があるの？

A 接種部位の痛みや疲れ、発熱、頭痛等、様々な症状が確認されています。ほとんどが軽度または中等度であり回復しています。また、現時点で安全性に重大な懸念は認められていないとされています。

Q 必ず接種しないといけないの？

A 接種は強制ではありません。ワクチンの効果と副反応を理解した上で、保護者の同意がある場合に限り接種ができます。

出典：厚生労働省 新型コロナワクチンQ & A

健康だより

3歳がポイント！3歳児健診で視覚検査（屈折検査）が受けられます！

令和4年10月から3歳児健診において、視覚検査（屈折検査）が始まりました。視覚検査（屈折検査）は、目のピントが合うために必要な度数（屈折）を調べる検査で、弱視、斜視、眼疾患の早期発見に役立ちます。
※弱視…メガネやコンタクトをしても視力が改善しないこと

●なぜ、3歳？

こどもの目の機能は3歳頃までに急速に発達し、6～8歳ころまでにほぼ完成します。しかし、遠視や乱視、斜視などがあると視力の発達が止まってしまい、弱視になることがあります。弱視は3歳児健診で発見されれば、就学までに治療を行うことができますが、発見されずに8歳頃までの治療に効果的な期間を過ぎてしまうと、十分に視力が向上しません。

こどもは見えにくさがあっても、自分から訴えることが難しく、保護者も日常生活の中で、こどもの見えにくさに気づくことはなかなかありません。そのため、3歳児健診において、家庭でやる『視力検査』と会場で行う『視覚検査』が大切になってきます。

なかなか、こどもの視力を検査する機会はありません。これから3歳児健診を迎える方は、ぜひ家庭での視力検査にも取り組まれてください。対象となる方には封筒に視力検査用紙が同封されています。

【問い合わせ】こども課 母子保健係 ☎098-945-5311



←視力検査

視覚検査に使う機械⇒
目の写真を撮ります。
検査そのものは、
1分以内に終わる
ことがほとんどです。



新型コロナワクチン接種についてお知らせ

※下記の内容は12月20日時点の情報となります。コロナワクチンに関する情報は更新が早いので、手元に広報紙が届くまでに変更となっている可能性があります。最新の情報はQ A B データ放送や西原町ホームページでご確認ください。

乳幼児（6か月～4歳）のワクチン接種について

◎1回目接種日が5歳のお子様は、小児（5～11歳）のワクチンを接種してください。ただし、1回目接種後に5歳の誕生日を迎えた場合は、2・3回目の接種は1回目と同じワクチンを接種します。

乳幼児（6か月～4歳）の接種情報と予約はこちらから→



小児（5～11歳）のワクチン接種について

◎1回目接種日または3回目接種日が12歳以上の方は、右記の個別接種をご利用ください。

2回目接種は、1回目と同じワクチンを接種します。

小児（5～11歳）の接種情報と予約はこちらから→



医療機関	月	火	水	木	金	土	日
あいわクリニック						☆	○
ハートライフクリニック	☆		○				
太田小児科医院			○	☆			

☆:乳幼児(6か月～4歳)、○:小児(5歳～11歳)
※町外で接種を希望する場合はHPをご覧ください

ノバボックスの接種について

場 所：城間医院

日 程：1月10日(火)、1月31日(火)

対象者：1～2回目接種の12歳以上の方
3～5回目接種の18歳以上の方

※11/8以降に3～5回目接種としてノバボックスを接種した場合は、現時点においてオミクロン対応株ワクチンを含め更なる追加接種を受けることはできません。

左記の日程で都合が合わない場合、他市町村での接種をご案内できる場合があります。詳しくは、西原町HPまたは西原町新型コロナワクチン接種担当までご連絡ください。

【予約方法】

web予約
<https://jump.mrso.jp/473294>

電話予約
お問い合わせ先 ☎098-911-9174

[受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝除く)]

※混雑時には電話がつながりにくくことがあります。しばらく時間をおいてお試しください。

webなら
24時間
予約可能



予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり、障害が残ったりすること）が起こることがあります。新型コロナワクチンの予防接種の場合でも予防接種法に基づく（医療費・障害年金等）が受けられます。

申請に必要な手続きなどについては、新型コロナワクチン担当までご相談ください。